

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対応等について

健軍東小学校

【感染症対策について】

- 1、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養させてください。
- 2、学校では、可能な限り常時、こまめに2方向の窓を同時に開けて換気をします。
- 3、登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、流水と石けんでこまめに手洗いをするように指導します。
- 4、咳エチケットの指導をします。

【学習活動等について】

- 1、感染状況が落ち着いている平時には、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生を行い、「学習活動、学校行事、修学旅行・集団宿泊・見学旅行」等の活動を行います。
- 2、学習サポート(オンライン授業)については、感染者、医療的ケア児、基礎疾患児、不安を感じて登校できない者に該当します。該当者で希望の場合は、担任としっかりご相談ください。

【出席停止について】

- 1、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は出席停止期間です。「発症した後5日を経過」や「症状が軽快したあと1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算してください。
- 2、臨時休業(学級閉鎖等)については、教育委員会の基準に従い、感染の拡大状況や児童への影響等を踏まえて学校医と相談して判断します。

【学校給食費の免除終了について】

- 1、これまで、新型コロナウイルス感染症に児童が感染した場合や濃厚接触者と特定された場合の給食費については、保護者等の経済的負担軽減のため、給食停止が間に合わない期間(申し出があってから(土日を除く)3日間)は熊本市が負担し、免除することとなっていました。しかし、5月8日以降、学校給食費の免除につきましては終了することとなりました。